

⑪ ^{にんようせい}妊孕性温存療法

資料9

がん治療によって^{にんようせい}妊孕性が低下する場合があることから、低下する可能性のある治療を開始する前に、受精卵、卵子、卵巣組織、精子を凍結保存する^{にんようせい}妊孕性温存療法がありますが、自費診療であるため、高額な費用がかかります。

県では令和元年度(2019年度)に助成事業を開始し、令和3年度(2021年度)からは国の事業になりました。さらに、令和4年度(2022年度)からは、^{にんようせい}妊孕性温存のために凍結保存した受精卵等を用いた、妊娠のための生殖補助医療に係る費用も助成対象に追加されました。

がん治療開始前の患者やその家族に^{にんようせい}妊孕性への影響について説明し、意思決定の支援をするためには、がん治療医をはじめとする医療従事者に^{にんようせい}妊孕性に関する理解を広める必要があることから、市では、県の助成制度をはじめとした情報提供の充実を図ります。

神奈川県ホームページ「^{にんようせい}妊孕性温存治療・温存後生殖補助医療について」

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/ganntaisaku/ganchiryou/ninnyousei-jyousei.html>



^{にんようせい}県妊孕性温存治療費助成制度の対象となる治療と助成上限額

(助成回数通算2回まで)

対象となる ^{にんようせい} 妊孕性温存治療	1回あたりの助成上限額
胚(受精卵)凍結に係る治療	35万円
卵子凍結に係る治療	20万円
卵巣組織凍結に係る治療(組織の再移植を含む)	40万円
精子凍結に係る治療	2万5千円
精巣内精子採取術による精子凍結に係る治療	35万円

コラム

^{にんようせい}妊孕性とは

「妊娠するための力」のことをいいます。妊孕性は、女性にも男性にも関わることです。妊娠するためには卵子と精子が必要となり、卵巣、子宮、精巣などが重要な役割を果たしています。がんの治療では、それらの妊娠に関わる臓器にがんができた場合だけでなく、一見妊娠と関係のないような臓器にがんができた場合でも、生殖機能に影響してしまい、妊娠するための力が弱まったり、失われたりすることがあります。

出典：国立研究開発法人国立がん研究センター がん情報サービス